

公益財団法人ふじのくに未来財団
委員会設置規程

第1条 定款第51条による本財団事業の円滑な助成事業推進をはかるため、つぎの委員会を設け、関係事項を審議・調整する。

1. 助成事業選考委員会
2. 役員等候補者選出委員会

第2条 委員会の審議・調整内容および組織は別表とおりとする。

第3条 委員は、本財団代表理事が委嘱する。

第4条 委員会は、委員長1名を置き、委員の互選により決定する。

第5条 委員の任期は各委員会で決定する。

2. 補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会は、必要に応じて委員長もしくは代表理事が召集する。

2. 委員会の議長は、委員長があたる。
3. 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
ただし、電磁的方法による書面審査を行う場合はこの限りではない。

第7条 委員会は必要に応じ部会若しくは専門部会を置くことができる。

専門部会委員は代表理事が委嘱する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この改訂規定は、平成28年7月19日より施行する。

別 表

委員会名	審議・調整内容	委員数
助成事業選考委員会	助成事業の審査（任期1年）	5名以内
役員等候補者選出委員会	役員等候補者選出委員会規程により定める	5名